

ご存じですか？民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、誰もが安心して生活できるよう、定期的な訪問を通じた見守りや相談への対応、高齢者や子育て家庭の支援など、さまざまな活動を行っています。

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から選ばれ、児童分野に選任して地域の子どもと家庭の「専門相談窓口」となり、学校・福祉・医療など関係機関と連携して見守り・支援・情報提供を行っています。

各委員は秘密を厳守することが義務付けられていますので、安心してご相談ください。

なお、12月1日付で決まりました新任の民生委員・児童委員の皆さんは下表のとおりです。



他市協議会との交流会の様子

新任 任期：令和10年11月30日まで

	氏名	担当地区		氏名	担当地区
矢板第一地区	高田 常雄	矢板一区・矢板二区	矢板第二地区	篠原 恵子	沢
	坂元 悅子	矢板三区		小川 浩昭	成田
	小平 英量	矢板四区(西)		石間美恵子	ハッピーハイランド矢板
	高橋 啓子	矢板四区(東)		関谷貴久枝	豊田
	鈴木 康子	矢板五区(西)		青木 均	主任児童委員
	吉野ハツ子	矢板五区(東)		藤田トミ子	主任児童委員
	大森 崇由	矢板五区(北)		吉田 悅子	泉
	古口 好彦	矢板六区		小川 安彦	上太田
	和氣 孝	倉掛・合会		江連 敏夫	東泉
	小川 良美	片俣・塩田		荒井 善市	長井(宮川西)
矢板第二地区	中村 恵子	幸岡		荒井 俊二	長井(宮川東)
	田城 京子	下太田・荒井(西)		田中 和雄	長井(高原)
	野中 啓子	荒井(東)		大川 浩司	立足
	八木澤さち子	土屋		細川カツ子	平野
	中嶋加代子	針生		赤塚 文夫	上伊佐野
	鈴木 恒典	主任児童委員		池田 文枝	下伊佐野・田野原
	八板るみ子	主任児童委員		鈴木 敬一	山田
	村島恵美子	末広町(北)		津久井信一	第一農場・第二農場
	山口 忠男	末広町(南)		高野 孝子	主任児童委員
	清水マリ子	富田(南)		松平 宣秀	主任児童委員
片岡地区	小川 純子	富田(東)		柳田 玲子	通岡・前岡・山苗代
	渡邊 則子	富田(西)		渡邊 修一	後岡・梶ヶ沢
	毛川 修	富田(北)		手塚 謙一	安沢
	新添れい子	木幡東(南)		植木 好子	越畠
	村山 和子	木幡東(中)		久山 節子	白栗
	青木 陞	木幡東(北)		岡本美智子	東乙畠・西乙畠
	町井かおる	川崎反町・館ノ川・高塩		伏木 淑乃	つつじが丘
	瀧本 宏夫	木幡西(東)		大谷 孝子	上大槻・下大槻
	高塩十糸子	木幡西(西)・境林		大塩 久勝	石関・玉田
	長岡 悅子	東町(北)		相馬 英夫	片岡二区
片岡地区	宮本美枝子	東町(中)		和田力ホル	片岡南
	加藤 康雄	東町(南)		和田 和子	片岡一区
	村上 和雄	中(西)		山崎眞知子	片岡三区
	君嶋 和良	ロビンシティ矢板		渡邊とし子	片岡四区
	井上 隆子	中(北)		鈴木れい子	コリーナ矢板
	太田 博	中		大貫美奈子	主任児童委員
	大木 紀子	中(南)		佐藤 愛子	片岡二区
				平塚 洋子	片岡一区

※敬称略

人権擁護委員が委嘱されました

1月1日付で、森本 金一さん(新任)が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

●人権擁護委員の活動と役割

人権擁護委員は、人権についての相談業務や人権擁護のためのPR活動を行っています。



【人権相談】

日時／毎月第2火曜日 9:30～12:00

場所／保健福祉センター



問い合わせ／

総務人事課
☎ (43) 1113

市営駐車場 定期利用者募集

駐車場名および料金／

駐車場名	料金	区画数
片岡駅東口駐車場	月 4,000円／区画	18 区画
片岡駅西口駐車場	月 4,000円／区画	25 区画

利用期間／4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

申込期間／2月6日(金)～3月6日(金)

そのほか／

- 申込時に利用する車のナンバーをお知らせください。
- 車庫証明は発行しません。
- 申込者多数の場合は抽選となります。*市民の方優先
- 駐車場に空きがあれば、申込期間後も受け付けます。

申込・問い合わせ／

施設管理公社(泉きずな館内)
☎ (43) 4620



詳しくはこち

20歳になつたら国民年金に加入します
～知っておきたいポイント～

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという仕組みです。

●将来の大きな支えになります

国民年金は、20～60歳の方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。

遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取ることができます。

問い合わせ／

大田原年金事務所 ☎ (22) 6311
市民課 ☎ (43) 1117



Q. 国民年金の加入は、いつ？

A. 20歳になると、日本年金機構から国民年金に加入したことを知らせる通知が届きます。

2週間程度経過しても通知が届かない場合は、年金事務所までお問い合わせください。

Q. 毎月の保険料はいくら？

A. 月額 17,510円(令和7年度)です。

Q. 保険料を安くする方法はあるの？

A. 安くなる方法として、前払い(前納)制度があります。さらに、口座振替をセットにすることで、割引になります。

Q. 毎月 17,510円は払えない。どうすればいいの？

A. 保険料を納めることができない場合は、納付が猶予、または免除される制度があります。市民課や年金事務所にご相談ください。

ぼくのおばあちゃんにじてあげにかったお葬式

事前相談受付中！

家族葬専用式場つむぎ矢板 お式のご相談 いつでもできます

電話無料 0120-33-8871



矢板市鹿島町483-1



所得税の還付申告をされる方へ

令和7年分の確定申告期間は、土日・祝日を除いた2月16日(月)～3月16日(月)です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または市の申告相談会場で申告をお願いします。

なお、令和8年度分の市・県民税の申告期間は、2月16日(月)からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた2月号でお知らせします。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

医療費控除額の計算方法

医療費控除額*1 (最高200万円)	=	実質的に支払った医療費*2 令和7年中に支払った医療費	-	10万円または 総所得金額等 の5% (どちらか少ない方)
-----------------------	---	--------------------------------	---	--

*1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されます。

*2 この金額が10万円、または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます。

■対象となる医療費

- 病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
 - 医師・歯科医師による診療(治療)代
 - 治療や療養のための医薬品購入費
 - 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
 - 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
 - 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養(在宅を含む)上の世話の費用
 - 助産師による出産の介助料
 - 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価(介護費・食事)として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額
- *詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて寄附した翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付などは発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、それぞれの自治体へ申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、特にご注意いただき、確定申告などで寄附金控除を受けてください。

- 確定申告書、または市・県民税申告書を提出したとき
- 対象年中のふるさと納税寄附先が5団体を超えたとき
- ワンストップ特例の申請書提出後、次の1月1日までの間に住所変更などがあった場合、1月10日までにふるさと納税先の自治体に変更届出書を提出していないとき

還付申告により所得税が戻る方とは…

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

医療費控除

②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの

- 通院費用・入院の部屋代や食事代・医療用器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
- 義手・義足・松葉づえ・義歯などの購入の費用
- 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

*控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、幸齡課 ☎ (43) 3896へお問い合わせください。

■必要書類 *令和7年のもの

- 医療費控除の明細書
(市税課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- 医療費控除を受けるために医師などが発行した証明書

医療費控除では、領収書の提出は不要です。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

*医療費控除を受けるには医師などが発行した証明書の提出が必要です。(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)
*医療費控除のほかに、セルフメディケーション税制もあります。詳細については国税庁ホームページをご覧ください。
*医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

各種保険料控除

令和7年中に支払った健康保険料や公的年金保険料などの社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

■必要書類

- 社会保険料控除は、領収書または納付証明書
- 生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書
- 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれている場合は差し引かれている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築などをしたとき、要件に当てはまれば、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます。1年目は確定申告で、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。ただし、入居した年とその年の前2年もしくは後3年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除・買い換え・交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

また、令和7年居住開始の一般住宅の場合、以下の要件のいずれかに該当すれば控除対象となります。

①令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの

②令和6年6月30日までに建築されたもの

* 40m²以上50m²未満の住宅の場合は、①の条件を満たすもののみ控除の対象となります。

■主な要件(新築住宅の場合)

- 住宅取得後6ヶ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- 控除を受ける年の所得金額が2千万円以下であること
- 民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- 返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類(新築住宅の場合)

- 登記事項証明書(法務局発行)など
 - 請負契約書、または売買契約書など
 - 借入金の年末残高証明書
 - 補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの
- *土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。
*新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

税務署で確定申告をされる方へ

申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、給与・年金等の収入のほか、医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかからず簡単に作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書などの収集・保管・入力が不要となり大変便利です。ぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。



確定申告は
こちから



マイナポータル
連携はこちから

●所得税の確定申告

期間／2月16日(月)～3月16日(月)

*土・日・祝日を除く

受付時間／8:30～16:00 *9:00相談開始

場所／氏家税務署2階 会議室

*上記期間前に確定申告会場はありません。期間中にお越しください。2月13日以前は、事前に電話予約がある方(還付申告)のみの対応となります。



国税庁LINE
公式アカウント

個人住民税申告の電子化について

個人住民税申告の電子化が令和8年度分の申告(令和7年中の収入に対する申告)から始まります。スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAXのホームページ、マイナポータルおよび市のホームページを経由して、個人住民税の申告手続きが開始される予定です。概要については、個人住民税申告の電子化に係る特設ページをご確認ください。詳細は決まり次第、改めてお知らせします。



特設ページは
こちから

問い合わせ

●所得税の申告に関すること

〒329-1393 さくら市氏家 2431-1

氏家税務署 ☎ 028(682)3311

*音声案内で「2」を選択してください

●市・県民税の申告に関すること

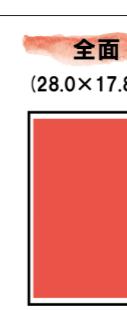
税務課 ☎ (43)1115

●確定申告書作成コーナーの操作等に関すること

e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570(01)5901

*9:00～17:00(土・日・祝日、12/29～1/3を除く)



全面
(28.0×17.8cm)



半面
(12.0×17.8cm)



全段
(4.1×17.8cm)



半段
(4.1×8.9cm)

ものづくり教室「蓮の花ランプを作ろう」

日時／2月22日（日）10:00～12:00
場所／矢板公民館 実習室
定員／12人 *先着順
参加費／1個セット 1,500円
2個セット 2,700円 *当日集金します。
持ち物／筆記用具・空き箱
申込方法／
2月1日（日）までに電話または申込フォームでお申し込みください。

申込フォーム

そのほか／開催通知はハガキでお知らせします。
申込・問い合わせ／
矢板公民館
☎ (43) 0469
*月曜・祝日休館



ツツジの名所、長峰公園を守ろう！葉除去活動ボランティア

日本の都市公園百選にも選ばれている長峰公園のツツジを守るために、葉除去作業などの活動を行います。
日時／2月14日（土）9:00～11:00
葉とは…植物の根元部分から生える若芽のことです、放置すると花の成長を阻害します。
*国道461号「長峰公園入口」交差点北側付近に集合してください。
*雨天による中止の場合は、参加者に直接連絡します。

たかはら「雪月火」～1日限りの雪まつり～

八方ヶ原一面の真っ白な「雪」と夜空の「月」、ろうそくの「火」が幻想的な景色を作り出す1日限りのイベントを開催します。かまくら作りから点灯まで、みんなで作り上げましょう。
日時／2月7日（土）13:30～19:30
場所／山の駅たかはら周辺
対象／子どもから大人まで、どなたでも
参加費／300円 *事前申し込みの場合は200円
持ち物／防寒対策の上、濡れたり汚れたりしても良い服装
そのほか／

- ・当日参加も可、時間内であれば自由に出入りできます。
- ・天候不良時および積雪が無い場合は、中止となります。

問い合わせ／山の駅たかはら ☎ (43) 1515
*冬季営業中のため、金・土・日・祝日のみ営業



**春休み短期コース
ご予約受付中！**



**早期予約割引
1/8までのご予約で
5000円割引！**

**卒業まで
追加料金なしの
保証で安心です！**

**軽食
あります**

詳しくはホームページをCheck!
矢板自動車学校
TEL: 0287-43-1267

2 月の各種相談日・休日当番医

●各種相談【無料】

相談種類	日にち	時間	場所	問い合わせ
人権相談	10日（火）	9:30～12:00	保健福祉センター	総務人事課 ☎ (43) 1113
法律相談	予約制 19日（木）	9:00～12:00		社会福祉協議会 ☎ (44) 3000
心配ごと相談	3・17・24日（火）	9:00～12:00	矢板公民館	秘書広報課 ☎ (43) 3764
行政相談	3日（火）	9:00～12:00		生活環境課 ☎ (43) 3621
消費生活相談	月～金（祝日を除く）	9:00～12:00 13:00～16:00	消費生活センター（生活環境課内）	健康増進課 ☎ (43) 1118
健康栄養相談	予約制 24日（火）	9:00～12:00 13:00～16:00	保健福祉センター	社会福祉課 ☎ (43) 1116
ひきこもり相談	予約制 4日（水）	13:30～14:30 15:00～16:00	矢板公民館 1階 団体事務室	こども課 ☎ (44) 3600
乳幼児健康相談	予約制 9日（月）・27日（金）	ご予約時に お知らせします。	保健福祉センター	都市整備課 ☎ (43) 6213
空き家の無料法律相談	予約制 6日（金）	13:00～15:30	保健福祉センター	

●休日・救急当番医

診察の内容・時間帯は患者さんの状態や医療機関によりますので、必ず電話でご確認の上、受診してください。

日にち	9:00～12:00／14:00～17:00	17:00～19:00	18:30～21:00
1日（日）	佐藤病院 ☎ (43) 0758		診療室くろす ☎ 028 (682) 8811
8日（日）	村井医院 ☎ (43) 0064		
11日（祝・水）	村井胃腸科外科クリニック ☎ (40) 3055		塩谷病院 ☎ (44) 1155
15日（日）	上田医院 ☎ (43) 7766		
22日（日）	橋本医院 ☎ (43) 0406		
23日（祝・月）	西川整形外科 ☎ (48) 2552		診療室くろす ☎ 028 (682) 8811

*土曜日は、年間を通じて診療室くろすで行います。（18:30～21:00）

*院内感染を避けるため、院内ではマスクの着用をお願いします。

2 月の窓口案内

●マイナンバー休日窓口

21日（土）9:00～12:00

市民課 ☎ (43) 1117



予約はこちら

●延長窓口（市民課・税務課の一部業務）

4・12・18・25日

毎週水曜日（祝日の場合は木曜日）は19:00まで延長しています。マイナンバーカードに関する手続きは、事前にご予約の上、お越しください。

市民課 ☎ (43) 1117 税務課 ☎ (43) 1115

●まちなか保健室 健康増進課 ☎ (43) 1118

日にち	時間	場所	備考
5日（木）	13:30～15:30	ベイシア	体組成測定

*健康相談会も同時開催しています。